

建設業者監督処分一覧表

[令和元年度]

	許可番号	建設業者名	処分の内容	処分年月日
1	宗第483号	有限会社川村工務店	指示処分	令和元年（2019年）6月22日
2	渡第2570号	有限会社松浦配管	指示処分	令和元年（2019年）9月5日
3	十第3534号	有限会社マトリックス	許可取消し	令和元年（2019年）9月18日
4	石第22421号	北星建設株式会社	許可取消し	令和元年（2019年）10月4日
5	石第10813号	株式会社関工業	指示処分	令和元年（2019年）10月8日
6	石第22627号	株式会社東日興業	許可取消し	令和元年（2019年）11月19日
7	後第596号	横川建設工業株式会社	指示処分	令和元年（2019年）11月27日
8	檜第599号	北桧山運輸総業株式会社	営業停止	令和元年（2019年）12月21日
9	石第22814号	有限会社日創産業	指示処分	令和元年（2019年）12月26日
10	根第121号	渡辺建設工業株式会社	指示処分	令和2年（2020年）1月10日
11	石第8497号	コニシ工営株式会社	指示処分	令和2年（2020年）1月16日
12	渡第103号	有限会社山野内建設	指示処分	令和2年（2020年）1月23日
13	上第1207号	株式会社クマザキ電工	指示処分	令和2年（2020年）2月27日

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	有限会社川村工務店	代表者氏名	川村 郁夫
主たる営業所の所在地	北海道礼文郡礼文町大字香深村字フンベネフ73番地		
許可番号	北海道知事許可 (般-29) 宗第483号	許可を受けている建設業の種類	建築工事業、大工工事業 左官工事業

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和元年(2019年)年6月22日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(第28条第1項第3号該当)		
処分の内容	<p>建設業法第28条第1項に基づく指示処分</p> <p>建設業法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守し、労働災害事故の再発防止に努めるとともに施工現場における安全管理体制のより一層の整備、強化を行い、速やかに社内において周知徹底を図ること。</p>		
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反		
	<p>有限会社川村工務店の代表者は、同社が請け負った礼文町大字香深村の店舗兼住宅の屋根雪止め交換工事現場の現場作業責任者であるが、平成30年9月17日、同現場において、手すり等の安全対策の措置を講じなかったため、労働者1名が墜落し、死亡する労働災害を発生させた。</p> <p>このことにより、同社及び代表取締役が、労働安全衛生法違反で起訴され、稚内簡易裁判所において罰金の略式命令を受け、平成31年4月19日に刑が確定した。</p> <p>このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当するものである。</p>		
その他参考となる事項	北海道労働局から建設業相互通報制度による通報		

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	有限会社松浦配管	代表者氏名	松浦 功
主たる営業所の所在地	北海道茅部郡鹿部町字宮浜328-2		
許可番号	北海道知事許可 (般-29) 渡第2570号	許可を受けている 建設業の種類	土木工事業、管工事業 水道施設工事業

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和元年(2019年)9月5日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(第28条第1項第2号該当)		
処分の内容	<p>建設業法第28条第1項に基づく指示 建設業法及び関係法令を遵守し、社内の業務管理体制の整備、強化を行い、速やかに社内において周知徹底を図ること。</p>		
処分の原因となった事実	建設業法違反		
	<p>有限会社松浦配管は、公共事業を受注するため受審の定めのある経営事項審査の更新をせず、平成29・30年度の鹿部町入札参加資格を取得し、同町発注の工事を平成29年度に1件、平成30年度に2件受注し、施工した。 このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当するものである。</p>		
その他参考となる事項			

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	有限会社マトリックス	代表者氏名	片倉 由博
主たる営業所の所在地	北海道帯広市西10条北5丁目3番地18		
許可番号	北海道知事許可 (般-26) 十第3534号	許可を受けている 建設業の種類	内装仕上工事業 熱絶縁工事業

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和元年(2019年)9月18日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第29条第1項(第29条第1項第2号該当)		
処分の内容	建設業法第29条第1項に基づく取消処分		
処分の原因となった事実	道路交通法違反		
	有限会社マトリックスの代表取締役は、平成29年11月25日に道路交通法違反により懲役4月(執行猶予2年0月)の刑が確定した。 このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当するものである。		
その他参考となる事項			

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	北星建設株式会社	代表者氏名	門馬 慎
主たる営業所の所在地	北海道札幌市白石区北郷2351番地69		
許可番号	北海道知事許可 (般-28) 石第22421号	許可を受けている 建設業の種類	土木工事業 とび・土工工事業 舗装工事業 水道施設工事業

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和元年(2019年)10月4日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第29条第1項(第29条第1項第2号該当)		
処分の内容	建設業法第29条第1項に基づく取消処分		
処分の原因となった事実	欠格要件該当		
北星建設株式会社の代表取締役は、平成29年12月15日に刑法222条(脅迫罪)により罰金刑に処せられた。このことは、建設業許可の欠格要件となるため、建設業法第11条第5項の規定に基づき、刑の確定から2週間以内に欠格要件に該当した旨の届出が必要であるが、届出がなく、北海道の調査により欠格の事実を確認した。 このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当するものである。			
その他参考となる事項			

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社関工業		代表者氏名	関 秀樹
主たる営業所の所在地	北海道札幌市白石区菊水元町三条3丁目1番9号			
許可番号	北海道知事許可 (般-28) 石第10813号 (般-1) 石第10813号	許可を受けている 建設業の種類	(般-28) 土木工事業、 建築工事業、大工工事業、 とび・土工工事業、石工事業 屋根工事業、 タイル・れんが・ブロック工事業、 鋼構造物工事業、 舗装工事業、内装仕上工事業 (般-1) 解体工事業	

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和元年(2019年)10月8日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(第28条第1項第3号該当)		
処分の内容	<p>建設業法第28条第1項に基づく指示処分 建設業法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守し、違反行為の再発防止のため適切な措置を講じて、建設業者として適正な業務に努めること。</p>		
処分の原因となった事実	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反		
その他参考となる事項	<p>株式会社関工業は、従業員2名が会社敷地内において、木くず等を不法焼却し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条の2(焼却禁止)に違反したことから、札幌簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、令和元年(2019年)7月4日にその刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当するものである。</p>		

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社東日興業	代表者氏名	大野 江里子
主たる営業所の所在地	北海道札幌市東区伏古3条3丁目2番18号		
許可番号	北海道知事許可 (般-28) 石第22627号	許可を受けている建設業の種類	土木工事業 とび・土工工事業 舗装工事業

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和元年(2019年)11月19日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第29条第1項(第29条第1項第2号該当)		
処分の内容	建設業法第29条第1項に基づく取消処分		
処分の原因となった事実	欠格要件該当		
その他参考となる事項	株式会社東日興業は、北海道警察本部刑事部組織犯罪対策局捜査第四課から「建設業・宅地建物取引業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、「暴力団員等がその事業活動を支配する者」であるため、排除対象者であると通知があった。 これにより、建設業法第8条第14号に規定する建設業許可の欠格要件に該当する事実を確認した。 このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当するものである。		

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	横川建設工業株式会社	代表者氏名	横川 弘二
主たる営業所の所在地	北海道古平郡古平町大字港町28番地		
許可番号	北海道知事許可 (般-26) 後第596号	許可を受けている建設業の種類	土木工事業 とび・土工工事業

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和元年(2019年)11月27日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(第28条第1項第3号該当)		
処分の内容	<p>建設業法第28条第1項に基づく指示処分</p> <p>建設業法及びその他関係法令を遵守し、違反行為の再発防止のため適切な措置を講じて、建設業者としての適正な業務に努めること。</p>		
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反		
	<p>横川建設工業株式会社の代表取締役は、平成31年(2019年)2月27日、丸山川砂防工事で使用され、一カ所に集積された敷鉄板をリース会社に返却する運搬作業を行う際、自社所有の移動式クレーンの使用に際し、厚生労働省令の規定で定める自主点検を実施しなかった。</p> <p>このことから、労働安全衛生法第45条第1項、クレーン等安全規則第77条第2項違反で起訴され、令和元年(2019年)9月4日に小樽簡易裁判所から罰金10万円の略式命令を受け、同年9月20日にその刑が確定した。</p> <p>このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当するものである。</p>		
その他参考となる事項	北海道労働局から建設業相互通報制度による通報		

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	北檜山運輸総業株式会社	代表者氏名	今岡 正裕
主たる営業所の所在地	北海道久遠郡せたな町北檜山区北檜山94-5		
許可番号	北海道知事許可 (般-31) 檜第599号	許可を受けている 建設業の種類	土木工事業 とび・土工工事業 鋼構造物工事業 水道施設工事業 解体工事業

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和元年(2019年)12月21日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(第28条第1項第2号該当)		
処分の内容	<p>処分の内容：建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分 営業停止期間：令和元年(2019年)12月25日から令和2年(2020年)1月23日までの30日間 営業停止範囲：業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず営業の全部停止</p>		
処分の原因となった事実	請負契約に関し不誠実な行為をしたため		
その他参考となる事項	<p>北檜山運輸総業株式会社は、建設業法に基づき檜山振興局に決算報告書を提出しているが、平成30年3月決算において、虚偽の資産額を記載した決算報告書を提出した。 さらに、標記決算報告書により経営事項審査の申請を行い、これにより得た経営事項審査結果通知書を用い、北海道及びせたな町に入札参加資格申請を行い、入札参加資格を得た。 このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当するものである。</p>		
その他参考となる事項	同社役員に対して、建設業法第29条の4第1項に基づく営業禁止処分を行った。期間、範囲は営業停止処分と同一。		

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	有限会社日創産業	代表者氏名	工藤 政宏
主たる営業所の所在地	北海道江別市萌えぎ野中央9番地の20		
許可番号	北海道知事許可 (般-29) 石第22814号	許可を受けている建設業の種類	とび・土工工事業

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和元年(2019年)12月26日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(第28条第1項第3号該当)		
処分の内容	<p>建設業法第28条第1項に基づく指示処分 労働災害事故の再発防止に努めるとともに、建設業法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守し、建設業者として適正な業務に努めること。</p>		
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反		
その他参考となる事項	<p>有限会社日創産業の代表取締役は、平成30年11月1日、札幌市東区本町1条1丁目所在の(仮称)SN本町1-1MS(A、B棟)新築工事現場において、同社の労働者を指揮してコンクリート製杭の建て込みの作業を行うに当たり、くい打機の運転について一定の合図を定めずに作業を行わせ、機械等による危険を防止するために必要な措置を講じなかった。 このことから労働安全衛生法第20条第1号及び労働安全衛生規則第189条第1項に基づき、札幌簡易裁判所において、同社及び同社実行行為者(代表取締役)が罰金刑に処せられ、令和元年(2019年)12月4日にその刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当するものである。</p>		
その他参考となる事項	北海道労働局から建設業相互通報制度による通報		

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	渡辺建設工業株式会社		代表者氏名	渡部 仁志
主たる営業所の所在地	北海道根室市花園町5丁目10番地			
許可番号	北海道知事許可 (般・特-29) 根第121号	許可を受けている 建設業の種類	(般) 管工事業 水道施設工事業 (特) 土木工事業 建築工事業 とび・土工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業	

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和2年(2020年)1月8日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(第28条第1項第3号該当)		
処分の内容	<p>建設業法第28条第1項に基づく指示処分 建設業法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、その他関係法令を遵守し、違反行為の再発防止のため適切な措置を講じて、建設業者としての適正な業務に努めること。</p>		
処分の原因となった事実	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反		
	<p>渡辺建設工業株式会社の従業員は、平成29年7月14日、網走港に着岸中の起重機船において燃料油移送ポンプを使用し、機関室設置の燃料油メインタンクからスラスト室設置の両舷スラスト用燃料油タンクへA重油を移送するに当たり、過失によりA重油約9リットルを付近海域に流出させた。</p> <p>このことにより、同社及び同社従業員が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反で起訴され、平成30年3月19日に根室簡易裁判所において罰金の略式命令を受け、その刑が確定した。</p> <p>このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当するものである。</p>		
その他参考となる事項	令和元年(2019年)12月2日、北海道知事が産業廃棄物収集運搬業の許可取消処分を行ったことにより確知。		

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	コニシ工営株式会社	代表者氏名	吉川 繁晴
主たる営業所の所在地	北海道札幌市西区発寒16条4丁目1番30号		
許可番号	北海道知事許可 (特-28) 石第8497号	許可を受けている建設業の種類	土木工事業 建築工事業 大工工事業 左官工事業 とび・土工工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業 板金工事業 塗装工事業 防水工事業 内装仕上工事業 建具工事業

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和2年(2020年)1月16日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(第28条第1項第3号該当)		
処分の内容	<p>建設業法第28条第1項に基づく指示処分 労働災害事故の再発防止に努めるとともに、建設業法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守し、建設業者として適正な業務に努めること。</p>		
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反		
その他参考となる事項	<p>コニシ工営株式会社は、平成31年4月23日、余市郡余市町大川町8丁目の屋上防水改修工事現場において、高さ8.8メートル屋上で下請労働者1名に作業させた際、墜落防止のための囲い等を設けず、墜落による危険を防止するために必要な措置を講じなかった。これにより、下請労働者は骨折等の負傷をした。</p> <p>このことから労働安全衛生法第31条第1項及び労働安全衛生規則第653条第1項に基づき、札幌簡易裁判所において同社及び同社従業員が罰金刑に処せられ、令和元年11月16日にその刑が確定した。</p> <p>このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当するものである。</p>		

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	有限会社山野内建設	代表者氏名	山野内 辰男
主たる営業所の所在地	北海道二海郡八雲町東町236番地2		
許可番号	北海道知事許可 (般・特-29) 渡第103号	許可を受けている 建設業の種類	(般) 土木工事業 とび・土工工事業 (特) 建築工事業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鋼構造物工事業 内装仕上工事業

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和2年(2020年)1月23日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(第28条第1項第3号該当)		
処分の内容			
建設業法第28条第1項に基づく指示 建設業法及び関係法令を遵守し、社内の業務管理体制の整備、強化を行い、速やかに社内において周知徹底を図ること。			
処分の原因となった事実	建築基準法違反		
有限会社山野内建設の代表取締役であり山野内建築設計の管理建築士である一級建築士は、有限会社山野内建設の業務に関し、建築基準法第6条第8項の規定に違反したため、令和元年(2019年)8月27日付けで国土交通大臣から、建築士法第10条第1項の規定に基づき業務停止14日間の処分を受けた。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当するものである。			
その他参考となる事項	山野内建築設計は、令和元年(2019年)12月5日付けで北海道知事から建築士法第26条第2項第4号の規定に基づき業務停止14日間の処分を受けた。		

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社クマザキ電工	代表者氏名	熊崎 智浩
主たる営業所の所在地	北海道旭川市緑町13丁目2685番地の33		
許可番号	北海道知事許可 (般・特-28) 上第1207号	許可を受けている 建設業の種類	(般) 土木工事業 とび・土工工事業 舗装工事業 電気通信工事業 (特) 電気工事業

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和2年(2020年)2月27日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(第28条第1項第3号該当)		
処分の内容			
建設業法第28条第1項に基づく指示処分			
労働災害事故の再発防止に努めるとともに、建設業法、労働安全衛生法、その他の関係法令を遵守し、建設業者として適正な業務を確保すること。 建設業法及び関係法令の違反を重ねて行った場合は、建設業法の規定に基づき営業の停止又は許可の取り消しを行うことがあります。			
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反		
令和元年(2019年)5月31日、旭川市宮下通2丁目にある大谷さくら幼稚園の遊戯室において、電気工事作業を脚立上で労働者に行わせたところ、労働者が脚立から墜落し、両踝骨粉砕骨折の傷害を負い、約60日の休業を要することになった。 労働者が4日以上休業する場合、遅滞なく所轄の旭川労働基準監督署長へ労働者死傷病報告書を提出する必要があるがこれを提出しなかった。 上記事由について、旭川簡易裁判所において、罰金刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当するものである。			
その他参考となる事項	北海道労働局から建設業相互通報制度による通報		